

令和 7 年 度

阿南市羽ノ浦農業集落排水事業会計予算書

阿 南 市



## 第 4 0 号議案

### (1) 令和 7 年度阿南市羽ノ浦農業集落排水事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度阿南市羽ノ浦農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

|               |               |          |
|---------------|---------------|----------|
| (1) 処理区域面積    | 2 2 4 . 3     | ヘクタール    |
| (2) 年間総処理水量   | 3 2 5 , 4 5 4 | 立方メートル   |
| (3) 一日平均処理水量  | 8 8 9         | 立方メートル   |
| (4) 主要な建設改良事業 |               | 汚水建設改良事業 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入   |            |                  |
|-------|------------|------------------|
| 第 1 款 | 農業集落排水事業収益 | 1 3 6 , 7 5 6 千円 |
| 第 1 項 | 営業収益       | 3 9 , 0 0 0 千円   |
| 第 2 項 | 営業外収益      | 9 7 , 7 5 5 千円   |
| 第 3 項 | 特別利益       | 1 千円             |
| 支 出   |            |                  |
| 第 2 款 | 農業集落排水事業費用 | 1 3 6 , 7 5 6 千円 |
| 第 1 項 | 営業費用       | 1 2 9 , 3 0 2 千円 |
| 第 2 項 | 営業外費用      | 6 , 9 5 2 千円     |
| 第 3 項 | 特別損失       | 2 千円             |
| 第 4 項 | 予 備 費      | 5 0 0 千円         |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,126千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,032千円、過年度分損益勘定留保資金646千円、当年度分損益勘定留保資金2,448千円で補てんするものとする。）。

| 収 入          |          |
|--------------|----------|
| 第3款 資本的収入    | 87,179千円 |
| 第1項 企業債      | 21,000千円 |
| 第3項 補助金      | 65,779千円 |
| 第4項 分担金及び負担金 | 400千円    |

| 支 出        |          |
|------------|----------|
| 第4款 資本的支出  | 91,305千円 |
| 第1項 建設改良費  | 48,908千円 |
| 第3項 企業債償還金 | 42,397千円 |

（企業債）

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的     | 限度額      | 起債の方法 | 利率                                                         | 償還の方法                                                                    |
|-----------|----------|-------|------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 農業集落排水事業債 | 21,000千円 | 証書借入  | 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） | 借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借り換えすることができる。 |

（一時借入金）

第6条 一時借入額の限度額は、30,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第2款農業集落排水事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失に係る予算額に過不足額を生じた場合における項間の流用。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 10,408千円

（他会計からの補助金）

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、75,936千円である。

令和7年2月28日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘